

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけではなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

熊本県中古自動車販売協会連合会（JU 熊本）通じた認定制度による安心価格での中古車提供に取り組みます。中古自動車販売士および JU 適正販売店の認定取得推進を図り、同業者連携により業界全体の安心提供を目指します。

また、同業者間の情報共有による事業承継の推進を図り、高齢化等による廃業事業所の減少に取り組みます。

d. グリーン化の取組

廃タイヤ、廃油の適正処理、整備工程における二酸化炭素の排出減少への取り組みを推進します。また、ハイブリッド車、電気自動車などのエコカーの販売推進に取り組みます。

e. 健康経営に関する取組

年に 1 回、パート従業員を含む全従業員の健康診断の受診を義務化し、5 年に 1 回の人間ドック受診を行っています。

f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

手形などの支払条件

代金については、手形支払いは一切行わず、全て口座引落とし、または口座振込で支払います。振込手数料は当社負担により行い、また、支払サイトは60日以内としますが、請求書の受領後は迅速に支払いを行います。

知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

取引先、従業員への不当な扱いは行いません。双方が安心して事業に取り組める環境の整備、推進を図ります。

令和8年1月1日

(有)ドリームオートガレージ

代表取締役 佃 誠

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。